テレビ放送の自由化 100万署名始動!!

「国民の知る権利」を守るために 知っておくべき放送法と国家総動員法の関係

目次	
I. キー局制度	2
II. 新規参入に対する障壁	· · · · 4
クロスオーナーシップ	
マスメディア集中排除の原則	
Ⅲ.「放送免許」による寡占体制に対する「政治的中立」の義	務化 5
放送法 第一条,第四条	
電波法 第七十六条	
日本国憲法 第二十一条	
放送法による免許制と「政治的中立」	
IV. 地方活性化のためにも必要な「在京キー局制度」の解体	6
国民の知る権利を取り戻す100万署名	7
国民の知る権利を守る自由報道協会 員入会案内	8

I キー局制度

- ① キー局 (キーステーション: key station) = 番組放送におけるネットワーク / 系列の中心となる放送局
 - 放送事業者 = 基幹放送事業者及び一般放送事業者(改正放送法第2条第26号:2011年6月30日施行)
 - ・基幹放送事業者 = 電波法の規定により放送をする無線局に専らまたは優先的に割り当てられるものとされた周 波数を使用する放送を行う者
 - ・特定地上基幹放送事業者 = 地上波で放送を行っているほぼ全ての放送事業者が該当
 - ・地上波による放送を行う放送事業者

自身の開設する放送局の放送対象地域(放送法第2条の2、第2項第2号の総務省令で定める放送の区分ごとの同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域)が定められており、一部の例外を除けば全国放送は行えません。

そのため、他の放送対象地域に放送局を開設する放送事業者とネットワークを組み、ニュースや放送番組の 交換を行っています。このネットワークへ多くの放送番組を送り出す局がキー局です。

- ② 各ネットワークを組織する放送局 = 在京キー局 (東京キー局 ,NHK は基幹放送局)
 - 4つの主要放送局 = 日本テレビ放送網, テレビ朝日, TBS テレビ, フジテレビジョン
 - (※ 形式上は地域放送局各社の集合体にすぎませんが番組売り上げの大半を占めています, ラジオ放送についてもほぼ同様です。

系列ネットワークは系列新聞社とも強く結び付いていて、メディアでの影響力はきわめて強いです。)

• 日本放送協会 (NHK) = 単一の法人で各地の放送局はその一部門

東京一極集中に基づく組織の形態が法制度で明確に定められている特殊法人

- ③ 構造的に儲かる仕組み(利権構造)
 - ・歴史 テレビのアナログ放送開始 1953 年 アナログ放送からデジタル放送への切り替え 2011 年
 - ・キー局による収益モデル

新規参入のない寡占構造 = 地上波のデジタル化により技術的な障壁は無くなったにも拘わらず、 公共財である電波を地上波テレビ局が占有

地方局の系列化

(郵政省(現総務省)が都道府県ごとに電波の免許を出す時に各地方局を在京キー局の系列に取り込んだ)

・放送料による地方局支配

放送料 = キー局から地方局に支払われる金銭報酬

- 1. 地方局に番組を回すことで、キー局は自分の製作した番組を全国で放送することができる。 このことが番組の価値を大きく高め、コマーシャル収入をぐっと押し上げる。
- 2. 放送料は地方局の番組製作能力を萎縮させ、地方局をキー局が回す番組一辺倒に依存させる。 キー局としては地方局の離反を防ぎつつ、コマーシャルで高い収益を上げることが可能になる。
- 3. 得られた収益で、キー局は地方局の電波を時間買いし、そこにコマーシャルを流す。 地方局からするとキー局からの確実な収益が得られ、キー局はコマーシャルを流す時間を増やせる。

④ キー局制度の問題点の指摘

吉野次郎 (日経 BP 記者)「キー局はその系列ネットワークの力を背景にローカル局を支配している」 堺屋太一 (作家)「日本のキー局制度が東京一極集中の要因の1つになっている」(国会における参考人答弁)

⑤ キー局制度の原点

1. 昭和 13年の国家総動員法以前

NHK によるラジオ放送は AK(東京発)と BK(大阪発)があり、東京の他に大阪からも全国放送が行われていました。新聞各紙の全国版記事も、かっては国民新聞や時事新報が東京で、朝日新聞、毎日新聞や大阪新聞(現産経新聞)などが大阪で、それぞれ発行されていたのです。

2.「すべてを戦争に資するため」の大政翼賛と戦争に帰結する「国家総動員」の施策

昭和13年の国家総動員法により、戦争経済に最適な共産主義化を推し進める革新官僚が統制経済を強化する一環で、言論機関についても東京単独ネット化を進めました。

地上波テレビ業界の在り方を束縛する「キー局システム」の歴史 を遡ると、昭和 15 年、大政翼賛会が成立する 1940 年体制におい て実施されたメディア統制と NHK の内規改変にたどり着きます。

昭和 15 年以降、全国放送は東京からのみ行うものとし、それまで全国放送を行っていた大阪放送局の配信範囲は、近畿と阿波地方などごく一部に限定されることが法制上、厳格に定められました。



新聞各紙の全国版記事も、この期の**文部省思想局**の施策と法制化により、**全国版の編集機能がすべて東京に** 集められることになりました。

これらの「**在京キー局による言論統制**」の設計者は**大政翼賛会の創設者**でもあった元朝日新聞記者の風見章で、トップは朝日新聞主筆の緒方竹虎でした。

3. 地上波メディアに踏襲されるキー局システム

新聞、ラジオの在京キー局システムを、そのまま地上波テレビ放送にも流用した為、独裁国家や共産主義・全体主義国家にしか見られない「強固且つ堅固な『言論統制システム』」となったのです。戦後70年以上も経過した今もなお、この異常な「戦時言論統制」の業界構造がほとんど改められることのないまま続いているのです。



4. 無力な政治家

テレビ局の既得権にメスを入れることになれば、マスコミは総出で潰しに掛かるでしょう。蓮舫がマスコミを使って無実の松岡利勝農水相を自殺に追い込んだように、あらぬ罪をでっち上げられて社会的に抹殺されることさえ予想されます。農協票など比べものにならないほどの敵勢力があらわれる恐怖を払いのけて、マスコミ報道によって選挙結果を左右される立場にある政治家が、この問題を追求するのはきわめて困難でしょう。



II. 新規参入に対する障壁

① **免許制度の前提** = 「決められた時間にテレビで番組を見る」という常識 単一の事業者が「365 日新規の番組を制作し特定の時間に放送し続けないといけない」旨を規定しています。

② 古い常識を前提とした免許制度により阻害される新規参入

- ・地上波デジタル化 により使える電波の帯域が一気に増加したにも拘わらず、新規参入を認めませんでした。
- ・地上波放送で新規参入を認めない理由とされるもの

「既存のキー局のようなコンテンツ制作能力がない」とされています。

実際には番組制作は下請けや孫請けの制作会社が行っている場合が多く、それらを利用すれば可能な筈です。

③ 免許制度の前提である「決められた時間にテレビで番組を見る」という常識が崩れている現状

- ・番組を録画して好きな時間に見るという生活スタイルの普及
- ・近年の視聴率の低下を考慮すれば、既存のテレビ業界と同じことをする必要はない
- ・地上波テレビのインターネットによる再送信にも反対するテレビ業界 自らがインターネットで流れている動画などを使用して放送することは何ら躊躇いがないようですが・・・

④ 世界的に禁止される「クロスオーナーシップ」

- ・**クロスオーナーシップ** = 新聞社が放送業に資本参加するなど、特定資本が多数のメディアを傘下にして影響を 及ぼすこと
- ·マスメディア集中排除原則 = 新聞業と放送業などメディア同士は距離を持つべき

ヨーロッパ先進国やアメリカ合衆国では「クロスオーナーシップ」を制限・禁止する制度や法律が既に制定。

米国では1920年代にワシントン・ポストとデトロイト・ニュースが所有するラジオ局を別都市で入れ替え。

日本 総務省令(放送局に係る表現の自由享有基準)にクロスオーナーシップを制限する規定がありますが、

一つの地域でテレビ・ラジオ・新聞のすべてを独占的に保有する状態を禁止する条項であるため、複数

のテレビ・ラジオ局がある地域で一つのメディアグループがこの3つの媒体をすべて所有する事は事実上妨げられません。

・日本で強固に維持され続ける「クロスオーナーシップ」

テレビ局が新聞社の系列の元に地方局を同系列で固めています。(1975年)

ネットチェンジ(腸捻転解消)

TBS (毎日新聞社系)の系列だった朝日放送 (朝日新聞社系)と、日本教育テレビ (現テレビ朝日) の系列だった毎日放送 (毎日新聞系) を交換しました。

テレビ放送の全国化に伴う系列化

地上波テレビ放送が大都市圏から日本全国に拡大する過程で、系列の異なる新聞社が地元企業などと共同で出資したローカル局も、新聞社とキー局が筆頭株主になるということで新聞社・キー 局の出先機関と化しました。

県単位でのクロスオーナーシップの成立

ローカル局は各県に複数設立されましたが、1940 年代前半に行われた戦時統合で成立した「ー県一紙」の地方紙が他を圧する取材網を持ち、新規テレビ局はその地方紙に依存した方が取材の容易さやコストなどの点でも有利なため、県単位でのクロスオーナーシップが成立していきました。

現状の力関係 新聞社 > キー局 > ローカル局

建前上は独立企業である放送局(特にローカル局)も一種の子会社レベルです。

クロスオーナーシップにより、新聞・テレビともお互いに方針に逆らいにくいのが実情です。

現在も大手新聞社が地上波放送局やラジオ局を独占支配しているといっても過言ではないでしょう。

III 「放送免許」による寡占体制に対する「政治的中立」の義務化

- ① 地上波の全国放送は実質的に新規参入が不可能
 - ・テレビ放送事業は総務省から認可を受けた限られた事業者しか行う事が出来ず、完全に利権化しています。
 - •放送法は「キー局による寡占体質と利権化」を容認する代わりに「放送の政治的中立」を義務化しているのです。

放送法

- 第一条 この法律は、次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。
 - 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
 - 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること
 - 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。
- 第二章 放送番組の編集等に関する通則(国内放送等の放送番組の編集等)
- 第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところ によらなければならない。
 - 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
 - 二 政治的に公平であること。
 - 三 報道は事実をまげないですること。
 - 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

電波法

第七十六条 総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに 基づく処分に違反したときは、三箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を 定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

- ② 寡占利権は欲しいが義務は守りたくないテレビ局
 - ・放送法第4条に違反しても「停波は違憲」とする理屈

「放送法第4条は憲法第21条と矛盾するので、「放送法は倫理規定」であり、単なる努力目標に過ぎない。」

日本国憲法

- 二十一条集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
 - 二 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- ③ 放送法そのものに反対しないテレビ業界
 - ・「放送の政治的中立」から逸脱したいなら放送法の免許制度そのものに反対すべき

「放送の政治的中立」から逸脱すれば停波できる現行制度に不満であれば、本来は放送の免許制度そのものに 反対すれば良いのです。

・既得権益にしがみつく放送局は放送法による免許制は維持したい

放送法による免許制度が廃止されると、実質的に他業種からの地上波テレビ事業への新規参入が可能になり、 テレビ業界は利権を「荒らされる」事になります。テレビ局はなんとしても新規参入を防ぎたいので、免許 制を維持したまま「放送法は倫理規定」という奇妙な理論を振りかざしているに過ぎないのです。

- ④ 「停波」を可能とする法改正を行うか、新規参入障壁を取り除くこと以外に「法律の政治的中立」を遵守させることは不可能
 - ・放送免許の公布条件を緩和して、新規参入の障壁を大幅に引き下げると共に、 電波オークション制度を導入し「放送法第4条に違反した放送事業者」にペナルティを課すことが必要です。

IV. 地方の活性化のためにも必要な「在京キー局制度」の解体

① 「在京キー局システム」は「東京独裁放送制度」

地方局は「番組の放送権」を持っていても、「全国番組編成権」を持っていません。

「番組編成権」とは「ある番組を、何月何日何時に放送するという放送の時間枠を決める権利」です。

「番組編成権」を持っていなければ、どんなに素晴らしい番組を作ったとしても、放送する事は出来ません。

② 「情報格差」を生む「在京キー局システム」

- ・情報格差の原因とされるもの
 - 1. 地域間 (都市部と地方間)における情報技術力・普及率の格差
 - 2. 学歴. 所得など待遇面で生じる貧富の格差によって情報端末・機器を入手ないし操作する機会の格差
 - 3. 加齢や障害の有無など個人間の格差

「在京キー局システム」による「情報格差」が問題となるのは、高齢であったり低所得であること等により、電子デバイス (インターネット)を使いこなせない層です。情報収集源が地上波テレビ放送やラジオ放送に限られるため、東京発の片寄った情報による影響が大きく、インターネットからも情報を得られる層との間の情報格差が生じています。

・地方からの全国放送禁止が地方局の番組制作能力を制限している現状

「全国放送できない」ということは「視聴者数が少ないため CM 価格が低く抑えられる」ということです。 CM 価格が低ければ、高品位な番組を制作するための予算をつくれません。

③ 世界標準のネット配信に逆行する日本

・番組の無料ネット配信が世界の主流

英国BBCによる「iPlayer」= 放送後一週間以内のほぼ全てテレビ・ラジオ番組の本編を視聴可能 米国の動画サイト「Hulu」= 放送翌日にドラマやアニメ, 娯楽番組などを広告付きの無料配信 など

・東京オリンピックに向けネット配信を検討するも地上波同様の県域規制する総務省

「地方局が視聴者を失い経営が立ちゆかない」とマスコミは危機感を煽るが、無料ネット放送している海外の 放送局は潰れていません。

しかも、ネット放送でさえ総務省及びマスコミは「在京キー局制度」を維持し続けようとしています。

④ 民業を圧迫する NHK

・米国合衆国 = 公共放送の役割は商業放送の番組の偏りを補うこと

各地の約350の放送局が、非営利の公共放送サービス (PBS) から番組(教育・教養)の提供を受けて放送しています (日本のNHK は有償利用です)。番組編成権は各局が独立に持ち、運営形態も多様で、財源も連邦政府交付金(16%)、州政府交付金(14%)、個人からの寄付金(26%)、広告収入・企業からの拠出金(15%)などがあります。(負担内訳は2003年のデータ)

これに対して NHK は公共放送であるにも関わらず、商業放送の民放の番組に類似した番組を多数放送したり、また民放から製作スタッフを引き抜くなどの行動をとっており、民放側や識者からその矛盾を批判されています。

・**フランス** = フランス政府が公共放送を直接管理

フランスの公共テレビ放送(F2、F3、F5)は、フランス政府が完全保有するフランス・テレビジョン(France Televisions)の傘下にあります。予算は、広告収入と税金で賄っています。フランス政府代表が、各テレビ局の最高意思決定メンバーとなる形態をとっており、財源・運営ともに政府が直接関与しています。

日本人の「知る権利」を取り戻す 100 万署名

今の日本は戦時中と同じような「在京キー局システム」による「東京による地方支配」と「情報格差」 の中にあります。地方から全国に向かって情報発信したくとも、放送法の壁によって「**地方からの情** 報発信」が妨げられています。地方局から全国放送を行うことは出来ず、番組を全国に向けて地上波 放送するためには、在京キー局を通さねば全国発信できないためです。

また、欧米など日本以外の先進国では「**マスメディア集中排除の原則**」から、新聞社が放送業に資 本参加するなどして特定資本が多数のメディアを傘下にして影響を及ぼす「クロスオーナーシップ」 を制限・禁止しています。しかし、日本では「**国家総動員法**」によって「情報統制」のために「在京キー 局システム」がつくられて以来、現在も一握りの資本である大手新聞社が地上波放送局やラジオ局を 独占支配しているのです。そのため、報道機関から「在京キー局システム」に対する批判の声が上が ることはありません。いわゆる言論人も、仕事を干されることを避けるために、口を閉ざしてきまし た。政治家にしても、テレビ局の既得権にメスを入れれば、農協票など比べものにならないほどの敵 勢力を創り出すため、放送法による免許制度は立ち入れない禁断の「利権の巨塔」になったのです。

デジタル放送への移行に伴い、多チャンネル化が可能となり、映像機器の低価格化により放送事業 が多額の資金を必要とする装置産業でなくなった現在もなお、「<mark>放送利権の独占</mark>」を目論む資本家と その利権によって甘い汁を吸っている官僚は「**地上波テレビ放送への新規参入**」を拒み続けているの です。

地上波テレビ放送が自由競争入札制度の導入によって自由化され、様々な放送局が登場すれば「資 本家による情報発信の独占」や「報道しない自由」による「情報遮断や情報操作」も不可能となり、 ひいては「国民の知る権利」が守られることでしょう。

そこで、私たちは「**総務省に『報道の自由化』を求める 100 万筆の署名**」を集めることで「放送 法そのものを改正して『情報発信』の独占を解消する」ことを目指します。

決して不可能な目標ではありません。実現可能なロードマップも用意しています。しかし、その実 現の為には莫大な活動資金や多くのマンパワーが必要です。

「地上波放送が変われば日本は変わる」

その為に、ご支援ご協力を賜れれば幸いです。

活動資金の目安

協会の基本活動費用として、毎月20万円必要です。また、全国の地域をカバーするためには、 一地域あたり毎月およそ 10 万円の活動資金が必要です。

関東地方・中部地方・近畿地方・東北地域・中国地方・四国地方・九州・北海道・沖縄

一度だけ、自由な金額でのご支援

ゆうちょ銀行

店名 〇一八(ぜろいちはち) 店番 018 普通預金 6888765

口座名義 一般社団法人 国民の知る権利を守る自由報道協会

シヤ)コクミンノシルケンリヲマモルジユウホウドウキョウカイ

一般社団法人 国民の知る権利を守る自由報道協会

info@free-press.or.jp

署名受付 Fax: 03-6231-0301

~地上波テレビ放送が変われば日本が変わる~ 国民の知る権利を守る自由報道協会

入会のお願い

今日本国民は、日本の大手マスコミが持つ「報道しない自由」によって、大きなダメージを受けています。一部の資本によってマスメディアが独占されていることによって、国民が知るべき重要な事件であっても、都合の悪い事実は報道されません。特に地上波テレビ放送は、長期間寡占化が続いており、情報を好きなようにコントロールされている状態だといえます。もし地上波テレビ放送が自由競争入札制度の導入によって自由化され、様々な放送局が登場すれば「報道しない自由」による「情報遮断や情報操作」も不可能となり、多くの真実が伝えられ、これまでマスコミによって目隠しされていた多くの人々が目覚めることでしょう。地方からの全国への情報発信が可能になれば、地域間の情報格差も解消し地域振興にもなるでしょう。

しかし、ただ良くなることを待っていても、この状況が変わることは絶対にありません。そもそもこうした問題の存在自体、「報道しない自由」によって、国民が知ることができないからです。我々はこの現状を変える必要があると信じ、「国民の知る権利を守る自由報道協会」を設立しました。具体的には、「報道の自由化」を求める100万の署名を集めることで、放送法を改正し、「情報発信」の独占を解消することを目指しています。その実現の為には、莫大な活動資金や多くのマンパワーが必要です。特に、現在首都圏が中心の活動を全国に向けて広げるために多額の費用がかかります。全国各地の有力団体のトップと交渉を行うための渡航費や滞在費を始めとして、WEBからの情報発信、印刷郵送物の作成などにも資金が必要です。現在の我々の資金や人員では、残念ながらロードマップ実現には程遠い状況です。

そこで、我々の活動に共感する広く一般のみなさまから、資金をご支援いただきく思い、毎 月ワンコインからご支援いただける「マンスリーサポーター(賛助会員)制度」を導入しました。 ぜひご入会いただき、我々の活動をご支援ください。

国民の知る権利を守る自由報道協会 会員種別	
学生会員	月額 500 円
篤志家会員 1000~100000	月額 1,000 円~100,000 円

マンスリーサポーター 入会お申し込み方法

お申込みはスマートフォンまたはパソコンから。

https://pne.club/freepress

- ※公式サイトからもたどることができます。
- ※当協会はカード集金に (株)手嶋屋提供の「ピーネククラブ」 を利用しています。株式会社手嶋屋は純然たる日本企業です。

